

平成 29 年 1 月臨時会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 平成 29 年 1 月 20 日 (金)

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成29年1月臨時会

日 時 平成29年1月20日(金)

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員(12名)

1番 佐藤 充	2番 竹井ようこ
3番 平野ひろみ	4番 幸田昌之
5番 尾崎利一	6番 関田 貢
7番 中野志乃夫	8番 中間建二
9番 内野直樹	10番 遠藤政雄
11番 須藤 博	12番 比留間朝幸

2. 欠席議員(0名)

3. 出席説明員

管 理 者 小林正則	副 管理 者 尾崎保夫
副 管理 者 藤野 勝	助 役 教山裕一郎
会計管理 者 長塩三千行	事務局長 村上哲弥
総務課長 藤野信一	業務課長 利光良平
計画課長 伊藤 智	参事(施設整備) 片山 敬
参事(施設更新) 小暮与志夫	総務課長補佐 谷川知治

議事日程（第1号）

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 議案第 1 号 (仮称) 3市共同資源物処理施設整備工事請負契約の
締結について

午後 1 時 55 分 開議

○議長【関田貢】 皆さん、こんにちは。

定刻前であります。皆様がおそろいでございますので、始めさせていただきます。議事終了後、議員説明会を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会 1 月臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

お手元の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。

日程第 1 会期の決定

○議長【関田貢】 日程第 1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長【関田貢】 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、「会議規則第 77 条」の規定により、議長から指名申し上げます。

2 番 竹井ようこ議員

8 番 中間建二議員

10番 遠藤政雄議員

以上、3名の方にお願いいたします。

日程第3 議案第1号（仮称）3市共同資源物処理施設整備工事請負契約の締結について

○議長【関田貢】 日程第3、議案第1号「（仮称）3市共同資源物処理施設整備工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程をされました議案第1号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、（仮称）3市共同資源物処理施設整備工事の実施に伴う工事請負契約を締結する必要から、提案するものでございます。本工事の入札につきましては、3者による指名競争入札を行いました結果、メタウォーター株式会社営業本部東京営業部が消費税込みで25億4,318万4,000円で落札し、昨年12月21日に仮契約を締結したものでございます。

整備する施設の概要でございますが、東大和市桜が丘2丁目122番地の2にございます面積4,311.64平方メートルの敷地に、その他プラスチック製容器包装につきましては1日当たり17.0トン、ペットボトルにつきましては1日当たり6.0トン、合わせまして1日当たり23.0トンを処理することができる施設を整備するものでございます。

詳細につきましては、事務局長が説明いたしますので、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○事務局長【村上哲弥】 それでは、議案第1号の内容につきまして、説明申し上げます。本契約案件の入札につきましては、資源物処理施設の着実な整備

を進めるため、過去の建設工事の実績等を勘案して複数の業者を選定するとともに、品質の確保を図る観点から、提案図書の提出を求めて、これを評価した後、指名競争入札を行うこととしました。

今回の入札参加資格条件といたしまして、提案図書作成依頼業者につきましては、組合登録業者であること、過去3年にマテリアルリサイクル推進施設の建設工事の実績を有すること、建築一式、または清掃施設における経営事項審査による総合評点が1,000点以上あることの3項目を条件に、6社としました。

このうち、提案図書の提出があったのは3社でございました。提出された提案図書について、技術審査、メーカーヒアリングを行い、その結果、3社とも組合の要求する仕様水準を満たせると判断できたことから、この3社を指名業者として選定し、平成28年12月20日に入札を行いました。

お手元の議案第1号資料の「5. 入札単価者及び入札金額」をごらんください。議案の裏面でございます。入札の結果、第1回目の入札で入札金額23億5,480万円、消費税込みで25億4,318万4,000円でメタウォーター株式会社営業本部東京営業部が落札し、平成28年12月21日付で仮契約を締結したものでございます。

メタウォーター株式会社は、当衛生組合で現在稼働しております粗大ごみ処理施設のプラントメーカーでございます。過去3年間では、香川県東部清掃施設組合、八王子市、網走市において、マテリアルリサイクル推進施設の建設工事の実績がございます。

工事の概要につきましては、議案第1号の関係資料に基づきまして、片山参考から説明申し上げます。

○参事（施設整備）【片山敬】 それでは、工事の概要につきまして、ご説明申し上げます。

資料の説明に入ります前に、本工事は、設計、施工を一括して発注する性能発注方式を採用いたしましたので、この性能発注方式についてご説明をいたします。リサイクル施設やごみ焼却施設などの廃棄物処理施設を構成する技術につきましては、化学機械、電気、機械工学等を総合した高度な技術となっております。このため、設計、施工両方の技術要素を統合化できる技術力を有するプラントメーカーが一括して請け負う方式が有効であるとされております。また、詳細な図面により方式や形式を明示することが、意図的ではなくとも製作者を指定することもあり、経済性や公平性を損なうおそれもございます。

性能発注方式においては、請負者は一般の工事に求められます施工上の瑕疵担保責任とあわせて設計上の瑕疵担保責任が求められることになります。また、施設の建設工事が完了し、稼働を開始した後においても、性能に疑義が生じた場合は請負者の責任において確認を行い、性能条件を満たしていない場合は、請負者の責任において改善の義務が課せられるところがこの発注方式の大きな特徴でございます。

廃棄物処理施設につきましては、一般的に性能発注方式により整備が進められており、環境省においても性能発注方式を基本とすべきとしております。ちなみに、現在稼働しておりますごみ焼却施設につきましても、この性能発注方式を採用しております。

それでは、お手元の議案第1号の関係資料をごらんいただきたいと思います。まず、1、施設の概要でございます。設計施工契約でございますので、設計は本契約後となります。ここでは仮契約時におけるメーカー設計段階の資料をお示ししております。本契約後、設計に入りますので、建物の概要及び各図面につきましては、あくまでも参考としてお示しするものでございます。

表の上から施設の設置者の氏名及び住所、施設の建設場所、設置する施設の種類、目的、工事内容、施設において処理する廃棄物の種類、施設の処理能力

(規模) でございますが、それと施設の処理方式及び操業時間をお示ししています。

次の建物につきましては、高さについては実施計画段階の 24 メートルに対しまして、22 メートル以下に、建築面積は 2,250 平米から 2,350 平米に、延べ床面積は 5,260 平米から 3,740 平米になっております。

次に、搬入・搬出車両をお示ししております。

工期については、平成 31 年 2 月 28 日までしております。

ページを 1 枚おめくりください。A3 の図面が 3 枚ございます。まず、1 ページ目でございますが、ペットボトルと容リプラの処理フローを示しております。ペットボトル処理ラインを青に、共通設備を赤に、容リプララインを紫色にしています。上段がペットボトルの処理フロー、下段が容リプラの処理フローでございます。

まず、上段のペットボトルにつきましては、左から右にペットボトルの流れに沿ってご説明をいたします。右上部の計量機、ちょっと見づらいんですが、右上部のところに計量機がございますが、トラックスケール、これで計量後、搬入されたペットボトルは、ペットボトルピットに貯留します。貯留されたペットボトルはクレーンで供給コンベアに供給し、破除袋機に入ります。ここで袋を取り除きまして、手選別コンベアでさらに可燃物や不適物を取り除きます。選別されたペットボトルは、ペットボトル穴あけ機を通して、圧縮梱包機に入り、一辺の長さが 1 メートル程度のサイコロ状の固形物、ベールと呼びますが、ベールとしまして、建屋内に保管し、再資源化先に運搬されます。

次に、下段の容リプラの処理ラインでございますが、ペットボトルと同様に、搬入された容リプラはピットに貯留をいたしまして、クレーンで供給コンベアに供給をいたします。供給された容リプラは、破袋機を通り、比重差選別機に入ります。この比重差選別機により、ボトル状などの比較的重いプラスチック、

それとフィルム状の比較的軽いプラスチックに選別いたしまして、軽いプラスチックは2系列の手選別コンベア上で、重いプラスチックは1系列の手選別コンベアで可燃物及び不適物の除去を行います。選別を終えましたプラスチックは、ペットボトルと同様に容リプラ圧縮機に入り、ベールに加工いたします。

そして、建屋内に保管、再資源化先に運搬されます。

ここで施設の特徴の一つでございます臭気及び揮発性有機化合物（VOC）でございますが、その処理についてご説明いたします。図の右下のところをちょっととごらんいただきたいと思います。※Aと※Bという形で入り口側がお示ししてございますが、※Aは供給コンベア上部、それから、手選別室から吸引した空気でございます。この空気は、集じん器、バグフィルターでございますが、で除じんを行った後、脱臭装置を通過させ、大気に放出いたします。この下段の※Bにつきましては、ペットボトル、容リプラ、それぞれの圧縮梱包機から吸引した空気でございます。この空気につきましては、微量ではありますか、VOCが含まれておりますことから、除じん後、光触媒により酸化分解を行いまして、後段のVOC専用の脱臭装置にて吸着処理を行い、大気に放出いたします。

ページをおめくりいただき、A3の2ページ目、3ページをごらんください。

設備の配置を示す断面図でございます。上段がペットボトル、下段が容リプラの各設備の配置を示したものでございます。ここで施設の高さでございますけれども、19.5メートルプラス1.1メートルと図面で読み取れると思います。今の設計ですと20.6メートルの高さという設計になってございます。

ページをまた1枚おめくりいただいて、4ページをごらんいただきたいと思います。施設全体配置図でございます。赤い線で囲まれたドットの部分が1階の平面でございます。

オレンジ色と青の矢印は、それぞれ搬入、搬出の車両の流れを示しております。

す。オレンジの搬入車両につきましては、図面左下の入り口から入り、図面上部のトラックスケールにて計量を行い、建屋内に入り、ペットボトル、容リプラ、それぞれのピットに投入し、建屋を出て、出口から場外に出ます。

青いラインの搬出車両につきましては、搬入車同様に進入し、図面上部のトラックスケールにて、まず空体重量を計量し、図面の右側、建屋の外側を通って建屋の左下から建屋内に入り、貯留されているペットボトル、容リプラ、それを別々に積み込みまして、建屋から出てトラックスケールにて資源の重量を計量し、場外に出ます。

以上がメタウォーター株式会社との仮契約時の設計内容でございます。

なお、契約後に設計に着手することとなります、設計に当たっては、地域住民の要望等につきましては可能な範囲で反映させていきたいと考えてございます。

工事概要の説明は以上でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。

○参事（施設整備）【片山敬】 すみません。続きまして……、議長、申しわけございません。

○議長【関田貢】 はい。

○参事（施設整備）【片山敬】 次に、工事工程につきまして、ご説明申し上げます。議決をいただいた後、直ちに本契約を提携し、基本設計に着手いたします。施設整備実施計画では、設計は実施設計を含めて平成29年9月までに終え、10月に工事に着手し、平成31年2月竣工の予定となっております。

今後のスケジュールでございますが、平成28年の11月18日付で東大和市に都市計画決定の依頼をして、現在、東大和市都市計画課と調整中でございます。この調整の中で、通常、手続期間は12カ月程度必要であり、都市計画決定が出されるのは平成29年11月ごろになると聞いております。都市計画

決定がされ次第、建築基準法に基づく建築確認申請及び廃棄物処理法に基づきます廃棄物処理施設の設置届を都の関係部局に提出する予定でございます。

したがいまして、2カ月ほど工事着手がおくれる可能性がございますが、都市計画決定の手続の期間短縮を東大和市の担当部局に要請しているところです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○5番【尾崎利一】 事前に今回の入札にかかわる仕様書というのを資料でいただきましたけれども、今回の入札、仕様書作成も含めて入札は、3市共同資源物処理施設整備実施計画に基づいて、ここで決められた内容を具現化することだと思うんですが、この実施計画は決定以降、変更されたんでしょうか。

○参事（施設整備）【片山敬】 実施計画については、変更はございません。

○5番【尾崎利一】 前の議会で、実施計画の段階で19億近い金額だったのが見積もりをとったら30億、40億になりそうだということで、いろいろ詰めて26億円以内にということでご説明ありました。それで、主には建築面積を削ることで30億、40億という金額を26億におさめたんだというご説明だったと思いますけれども、この実施計画では、例えば容リプラの貯留ピットは1,275立方メートル以上、ペットボトル貯留ピットは600立方メートル以上となっていますが、この28年11月の仕様書では、容リプラ貯留ピットは800立方でしたか。

それから、ペットボトル貯留ピットは400立方と変わっていて、実施計画で定められたものよりも大きくスケールダウンしているんですね。プラットホーム幅は12メートル以上と整備実施計画では書かれていますけれども、この仕様書では書かれていないということになっています。

選別品保管ヤードは、この実施計画では容リプラ75平方メートル以上、ペ

ットボトル37平方メートル以上となっていますけれども、これらについて、この仕様書がどうなっているのか、私、確認していませんが、例えばそのほかに、事務室は対象人数4人となっていますけれども、この仕様書では3人となっていますし、つまり、昨年5月の提案図書作成条件書では、この実施計画に基づいて提案図書を求めていたようですが、11月の仕様書では、これが大きくスケールダウンして入札条件としていると。しかも、それらの変更について、実施計画も変更されていないし、議会にもそういうことが報告されていないということになると、これは極めて大きな問題ではないかと思いますが、認識を伺います。

それから、どうしてこういうスケールダウンが報告されないまま仕様書に書き込まれているのか、これらの点について伺います。

○参事（施設整備）【片山敬】 仕様書の作成につきましては、見積もり設計図書、提案図書作成条件書に反映をいたしました。その後、メーカーヒアリングの結果、例えば貯留量につきまして、容リプラ、それからペットボトルにつきましては、類似施設の事例においても、2日分というような事例もございますし、長時間の停止を伴う重故障の発生への懸念は非常に小さいというような情報を得まして、実施計画の段階から仕様書を作成する段階で変更をしているところでございます。

○5番【尾崎利一】 ちょっと大問題じゃないですか、こういうことがどこにも報告されずにスケールダウンしているなんていうのは。前回、議会で言いましたか。答弁してください、ちゃんと。

○事務局長【村上哲弥】 先ほど参事のほうから性能発注方式というご説明を申し上げました。この発注方式につきましては、実際の設計につきましては契約後に行われるということ、また、この性能発注方式というものが民間企業のノウハウを生かした創意工夫が發揮しやすいという特徴もございます。こちら

は、仕様書を固めるに当たりまして、さまざまな情報入手を行った中で、最初、私どものほうでつくった条件につきまして、さらにコンパクト化を図ることにより、全体として、施設としては合理的な施設ができると判断しております、そのような形で変更が行われたということで、決まったところの実施計画を数字を一切変えないという前提には立っておりませんので、私どもとしては当初から想定していた方法であると考えております。

○5番【尾崎利一】 前回の議会で、私は30億から40億というのを26億にどうやって削ったのか、それをきちんと説明してほしいということを言いましたけれども、出てきた資料は、当初予算から今回の補正予算にどう増えたのかという説明の文書しか出できませんでした。それで、挙げ句の果てに、基本的には面積を削った、建築面積を削ったことで削ったんだと。仕様、要するに性能を、環境に対する配慮も含めて、この施設の性能を落とすことで価格を下げたんじゃないんだという説明だったわけですけれども、実際にはこの施設整備実施計画で、機器配置基準、配置条件ということで条件として定められている容リプラ貯留ピット、1,275立方メートル、ペットボトル貯留ピット、600立方メートル、プラットホーム幅12メートル以上等々ですね。それから、さっき、事務室の対象がこうなっているという話をしましたけれども、こら辺、事務室なんかについてはその面積を削ったということになるかもしれませんけれども、こうした機器の配備条件という施設の根幹にかかわる問題がいじられていると。しかも、そのことについて説明なく、つまり、実施計画が変更されていないのに、これよりもスケールダウンした発注がされたということは、住民に知らされないままそういうスケールダウンがされたということですよ。そういうことでいいのかと私は伺っています。そういう進め方で市民の理解を得られるのか。得ようとするんであれば、事前にそういうことを議会にもきちっと説明をする、住民にも説明をするということがあるべきだったんじゃ

ないですか。

○参事（施設整備）【片山敬】 今、議員おっしゃった容量の違いについては、私ども、性能発注ということでこの工事をお願いしています。そういう機能面としては、変更がないという認識に立って3日分から2日分に削減しております。

それから、30億から40億という金額でございますけれども、前回も申し上げたかと思いますけれども、あくまでもメーカーの見積もり金額でございまして、一つとして、組合の示した提案図書作成条件書のスペックを過大に、応札側として安全側に見込んでいること、二つとして、建設事業者が確保されない中で建設費用を安全側に見込んでいたことなどによるものだと考えてございます。

しかし、今申し上げましたけれども、機能面では変更がございませんし、公害対策、特に環境対策につきましては水準を落とすことなく確保し、プラントメーカーとのヒアリングを行っております、その内容は仕様書に示しているところでございます。

○5番【尾崎利一】 いずれにしても、施設整備実施計画が何ら変更されないまま、それと違う発注がなされたという事実は、これはもう動かないわけです。それで、一つは、先ほどちょっとご説明ありましたけれども、容リプラ貯留ピットやペットボトル貯留ピット、それから選別品保管ヤード、それぞれ3日分以上とこの実施計画では定めているわけですけれども、この時点で3日分以上ということを条件とした理由は何なのか伺います。

それから、もう一つは、この実施計画で定められたものと平成28年11月の仕様書、ここで何がどのように変わったのかという点については全て明らかにしていただきたいので、それは全て答弁で明らかにしてください。全て明らかにできないんじや、どうしようもないよ。

○参事（施設整備）【片山敬】 3日分の設定につきましては、一般的に廃棄物処理施設における貯留として規定されていた。今は規定はないんですけども、過去にそういう規定がございましたので、それを準用して3日分と当初はしたわけです。いずれにしましても、容量につきましては、貯留に足りる十分な量であれば、2日分であろうと3日分であろうとそれほど問題は出てこないと考えました。

したがって、メーカーヒアリングの結果、先ほど申し上げましたけれども、重故障を伴うような大きな故障がない、少ない、極めて少ないという考え方から、十分な機能を果たす量として2日分という形に設定しているものでございます。

それから、仕様書の変更点を全てと、今、議員、申されましたけれども、全てを今この場で、資料がございませんのでお答えすることはできないんですけれども、また、資料が必要であれば対比表等をつくりまして、お示ししていくたいと考えてございます。

○5番【尾崎利一】 処理施設整備実施計画の全体配置計画の検討、第4章があるわけですけれども、ここで基本的な施設について大体8ページか9ページにわたって定められているわけです。これについて仕様書との違いを明示できないということでは、これは困るんじゃないですか。少なくとも、これについて今この場で明らかにできないようじゃ、これで通してくださいなんて言えないんじゃないですか。

○参事（施設整備）【片山敬】 先ほど説明の中でも申し上げましたが、今回の発注方式が性能発注方式でございます。したがいまして、必要となる機能を、性能水準を私どもが定めまして、その水準に従って実際の設計はこれから本契約後になります。ですから、今お示しした資料につきましても、今後、変更することが考えられます。性能発注方式でございますので、発注段階で図面がし

つかりした形ではできていないということでご理解願いたいと思います。

〔「性能、大違いだよ、3日分と2日分で。何で同じなの、性能。

大違いじゃん」と呼ぶ者あり〕

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○7番【中野志乃夫】 ちょっと1点、確認させていただきたいんですけれども、このメタウォーター株式会社概要の中に、過去3年間、同様の施設をつくりっているという実績が書かれております。この中の八王子市というのは、当組合が施設見学をしたあの施設の内容のものなんでしょうか。

あと、これは89億じゃないですね。8億と書いてあるんですね。ちょっと金額。たしか八王子の施設は、うちみたいにペットボトルと容リプラだけじゃなくて、もっとほかにもやっていた、規模も大きな施設だったような気がするんですけども、まず、その辺はどうなんでしょう。

○総務課長【藤野信一】 このマテリアルリサイクル施設契約実績の表にあります八王子市の平成25年から26年度にわたりましての実績でございますが、メタウォーターの資料によりますと、不燃粗大ごみ処理施設ということでお34トンの処理能力がございまして、瓶それから、アルミ選別、そういうものがついております。この中には、ペットボトル、容リプラについての機能は、入ってはございません。

以上でございます。

○7番【中野志乃夫】 今の説明でも、当市のかかる金額よりも3分の1ぐらいでできている施設だけれども、能力はそちらのほうが大分あるような形ですけれども、これは実際行った施設ですね。ちょっとそこの確認をさせてください。見学に行った施設なのかどうか。

それと、先ほどもちょっと尾崎議員があったように、先ほどのちょっとその点をもう一つ、それとは別にお聞きしたいのは、今の参事の話だと、まだこの

性能発注方式でやるから、また変更があり得るみたいな発言もありましたけど、金額も確定していく変更あるんですか。ちょっとそれもお聞きします。

○参事（施設整備）【片山敬】 性能発注方式という方式が非常に廃棄物処理施設としては一般的なんですけれども、市の発注事業においては非常に特殊な例だと認識しております。私どもが求められる性能ですとか、機能、それから、公害防止水準、例えばこの資料の1ページ目にございます処理能力ですとか、公害対策、ここには書いてございませんけれども、公害対策の水準をここまでにしてくれと、25トン処理する施設をこれだけの公害対策を行ってつくってくださいという要求水準を指定して、それで入札をする。業者さんは自分の力で、自分のノウハウを使ってそれを設計し、施工して完成させると、こんな流れになりますので、実際の設計はこれからになります。

ちょっと説明が中途半端かと思いますけれども、図面発注ではなく、性能発注というのは、そういう特徴がございます。

○総務課長【藤野信一】 会社概要に記載されております八王子市の実績でございますが、正式な件名を申し上げますと、戸吹不燃物処理センター更新工事ということで記載されております。

視察に行ったプラントではございません。

○7番【中野志乃夫】 違うんですね。

○議長【関田貢】 ほかに質疑。

○8番【中間建二】 先ほど尾崎議員の質疑がありましたけれども、その貯留ピットが当初、3日分以上ということで、まさにこれは大きな性能だと思うんですけれども、その3日分以上の性能を2日分に落とすということですから、それは、性能が維持されたとは間違っても言えないと私は理解をしております。

それで、何でこうなっているのかというと、そもそも13億からでやろうとしていた、当初予定していたものが18億になり、前回の議会で26億円とい

う大きな金額にはね上がっていく、その過程の中で無理に落として何とかしようとした、それは、事務方は、そういう努力をされるということは当然だと思うんですけども、この間の予算の進め方、また手続の進め方に非常に事務的に無理があるから今このような問題も出てきたと私は思います。

それで、前回の議会のときにもいろいろな質疑がありましたけれども、いずれにしても、地域住民の理解もそうですけれども、むしろ組合議会の理解も得られているというよりも、むしろ後退してきているのが今の現状ではないかと思います。前回、一人の議員が退席をされて、可否同数で、議長の採決によって補正予算は通ったわけありますけれども、今の現状のままで契約をして、組合議会のこの状況で進められるのかどうか、事務方は指示どおりやっているんだと思いますけれども、管理者としてこのまま進めていいのかどうか、一旦立ちどまって、組合議会、また地域住民の理解が得られるような手順を再度考えるということは選択肢としてなかったのか、3市で協力して3市共同資源化事業、施設更新をやっていかなければいけない、安定したごみ処理事業をやつていかなきゃいけないということは、管理者も派遣議員も皆同じ気持ちだと思うんですが、この間の手順だとか、進め方について反省なり、もしくは立ちどまって考えるということがなされないのか、前回の議会のときの議論や採決の状況を踏まえてそこを見直すということができないのか、この点について伺いたいと思います。

○事務局長【村上哲弥】 発注方式につきましても少しなじみの薄い方式であったり、また、当初予算から大きな補正をお願いした中で、少しこちらとしまして、議会に対してわかりにくいところがあったのであれば反省しなければいけないかなと思っております。

しかし、この3市共同資源物処理施設につきましては、3市共同資源化事業、そして、その後に控える新ごみ焼却施設の更新に係る非常に大事な事業でござ

いますので、予定通りの計画で進めさせていただきたいと考えております。

○8番【中間建二】 当初は地域住民の理解を得た後に建設に着手するという方針をみずから覆して無理に進めてきているがゆえに、地域住民にも、また、組合議会にも理解が広がるというよりも、むしろもう一度、立ちどまって考えたほうがいいんじゃないかというのがこの組合議会の中で意見が出されているかと思います。

前回も申し上げましたけれども、このまま契約に至ったとしても、あの場所につくるためには東大和市の計画決定が必要になります。都市計画審議会がある中で、必ずしも市長一人で決められるというようなものでないということは前回のときにも確認をさせていただきました。地域住民の理解や、また、東京都との協議も必要になります。組合のほうでは今、本年の11月を短縮してというようなお話をありましたけれども、都市計画決定が保証されているものではない。手順、進め方によって、都市計画審議会の意見によっては都市計画決定ができないことも十分あるわけですから、その点の認識を組合として持っているということを再度確認させていただきたいと思います。

○計画課長【伊藤智】 (仮称) 3市共同資源物処理施設につきましては、3市の将来にわたる廃棄物を安定的、継続的に処理をするために、また、不燃粗大ごみ処理施設の更新、今後のごみ焼却施設の更新という喫緊の課題に取り組んでいくために、3市のごみ処理の枠組みの中の重要な位置づけにあるということで、こちらのほうは3市市民の生活に必要不可欠な施設ということで事業を進めているものでございます。したがって、我々としましては、都市計画決定のほうが得られるように今後十分なご説明のほうを行いまして、ご理解をいただき、決定のほうを賜りたいと考えております。

○8番【中間建二】 組合がそういう努力をしたいということはわかるんですが、できないおそれもある。私はできないと思っていますけれども、都市計画

決定の依頼をしたからできるというものではない、少なくとも、審議会ですか
ら、審議会に諮りながら市長が決めていくわけですから、必ずしも都市計画決
定ができるものではないということの認識は、前回もあるということでござい
ましたけれども、もう一度、確認させていただきたいと思います。

○計画課長【伊藤智】 ちょっと重ねてのお話になるんですが、その決定がさ
れないということがあるというようなお話でございますが、我々としましては、
その決定を賜るように、これから都市計画決定につきまして審議会等を重ねて
いくわけです。そちらについて、我々はよりご理解をいただくような説明を重
ねてまいりたいということで、ぜひ決定を賜るように進めていきたいという考
えでございます。

○8番【中間建二】 同じ答えですけれども、連絡協議会での組合の説明と。
でも、必ずしも都市計画決定そのものが保証されたものではないということの
認識はあると説明をされると私は理解をしておりますので、地域住民の理
解、また、組合議会の理解も十分に得ないまま進められているがゆえに今の状
況があるということを、ご認識を再度持っていただきたいと思っております。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○11番【須藤博】 性能と言った場合に一番やはり問題なのは、VOCの除
去機能かと思います。この光触媒と脱臭装置とを組み合わせたVOCと臭気の
除去装置のこれまでの実績の例としてはどの程度把握しているのか。そして、
性能的には大丈夫であることを確認しているかということを再度確認をさせて
いただきたいと。

それから、あと、それほど難しい装置はないのかなと思いますけれども、故
障して停止するということが長期間続くとまずいわけですけれども、ほかのペ
ットボトルの処理機能ですか、圧縮梱包、それから選別機、こういったもの
の信頼性というものは十分確保されているのかどうなのか、性能的な部分で伺

いたいと思います。

○参事（施設整備）【片山敬】 1点目のVOCの光触媒を活用した事例は、八王子市のほうに設置されていると聞いてございます。

それから、確認の仕方でございますけれども、まず、揮発性有機化合物（VOC）につきましては、シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会の中間報告書で定義されるものと大気汚染防止法で定義されるもの、2種類ございます。このうち、シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会中間報告で定義されているVOCにつきましては、総揮発性有機化合物（TVOC）として、VOC除去設備の除去能力を80%以上、もしくは出口において400マイクログラム以下ということを保証値として示してございますので、言い方はいいかどうかわかりませんが、そういう目標を達成しない、確認できない限りこの施設の引き渡しは受けないということになります。

また、大気汚染防止法で定義されるTVOCにつきましては、総揮発性有機化合物につきましては、400 ppmCという最も厳しい施設にかかる、私たちの施設はもちろんVOCの規制対象の施設ではございませんけれども、最も規制の厳しい基準400 ppmCと、それ以下とすることを保証値としております。これも同様に、これが達成されない場合には、性能保証発注でございますので引き渡しを受けない、必ずそういう状態にしてから私どもは引き取るという状況になります。

それから、長期停止なんですけれども、これは複数回、メーカーヒアリングをして、十分実績のある施設であり、長期停止を伴うようなことは比較的考えづらいという情報は得ているところでございます。

○11番【須藤博】 この八王子の施設におきましては、今言われた規制値がクリアされているということでしょうか。

それから、引き渡しのときにクリアされていないと引き渡しを受けないとい

うことですかけれども、実際に運転をしてみてテストをするということですか。

この2点、伺います。

○参事（施設整備）【片山敬】 八王子については、特に規制値は設けていないと私どもは聞いております。

それから、先ほど性能発注のところでも申し上げましたけれども、施工管理の施工の瑕疵責任に加えて設計の瑕疵責任も請負業者が負うということでございますので、業者さんが責任を持って性能水準を担保するよう改善なりしていただくということになろうかと思います。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○11番【須藤博】 その性能試験をどのように行うかということです。試運転をするのか、しないのか、どういう方法でやるのかということです。

○参事（施設整備）【片山敬】 性能試験は引き渡し性能試験という形で、私どもが示している性能水準、今申し上げましたVOCの除去率であるとか、処理能力であるとか、こういうものを確認するテストを行います。

○11番【須藤博】 そうしますと、単に機械の性能であるということで、運転試験ということには実際は難しいのかもしれません、そうしますと、実際にそれで引き渡しを受けたと、そして、運転を始めたところが、初期の性能がなかったというときにはどうなるんでしょうか。

○参事（施設整備）【片山敬】 先ほどと重なりますけれども、性能発注方式においては、請負者、請負業者は工事において求められる施工上の瑕疵担保責任、それに加えて設計上の瑕疵担保責任を負うこととなりますので、重なりますけれども、実際に23トンのごみを処理しつつ、そのときに発生するVOC・騒音・振動測定をして基準を満たしているかどうか確認をしてから引き渡しを受けます。

それから、竣工後においても、稼働を完了した後においても、性能に疑義が

生じた場合につきましては請負者の責任において確認を行い、性能条件を満たしていない場合は請負者の責任において改善の義務が課せられるところがこの性能発注方式の特徴でもございます。

○11番【須藤博】 わかりました。前にも質問をしておりますけれども、初期の除去率がないというときには当然、操業が停止されるという答弁をいただいておりますので、その辺のところはしっかりと管理をすべきかなと。過去の答弁がしっかり頭に入っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○9番【内野直樹】 先ほどほかの方が聞いていましたけれども、八王子市のマテリアルリサイクルの施設が8億9,000万で、処理能力が34トンだということがありましたけれども、ほかの香川県の施設と網走の施設も、処理能力がわかつたら教えてください。

○総務課長【藤野信一】 香川県東部清掃施設組合でございますが、これは、処理能力が日量19トンでございます。それから、網走市でございますが、これは、処理能力が日量20トンでございます。

○9番【内野直樹】 この三つの処理施設と今回、小村大で出されているものとを比較すると、やっぱり非常に割高な施設をつくろうとしているんじゃないかなと思ってしまうわけなんですけれども、先ほど来こういう施設は性能発注方式が一般的だということなんですけれども、この三つの施設と小村大との性能の違いというのはどこなのか。値段でその性能の違いが出ている部分があるんであれば、それも教えていただきたいんです。

○参事（施設整備）【片山敬】 まず、処理するものが違うということでございます。香川県東部清掃施設組合においては、処理能力が3.7トンでございますけれども……。失礼しました。ちょっと……。

○議長【関田貢】 暫時休憩いたします。

午後 2 時 54 分 休憩

午後 2 時 57 分 再開

○議長【関田貢】 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

答弁をお願いいたします。

○参事（施設整備）【片山敬】 申しわけございません。メーカー側が提示した資料と業界の資料とにそごがございました。香川県東部施設組合については、そのような状況なので、追ってちょっと調べさせていただきます。

ここでは網走市の例を出してご説明いたしますと、処理しているものの種類が違います。20トンの施設でございますけれども、瓶・缶、それから、ペットボトル、その他プラ、紙類、可燃物、不燃物という形で処理するごみといいますか、資源の種類が異なっているというのが状況でございます。

○9番【内野直樹】 処理する種類が多いほうが安くなっているわけなんですけれども、これまでの3市共同のこの施設に関しては、品目が多かったのが高かったから、それを少なくして安くしたみたいな経過があったように記憶しているんですけども、もう少し細かく説明をいただきたい。どういう性能の違いなのか、一つ一つの処理の規模が小さいほうが、種類が多くても安くなるということなのか、ちょっとわからないので説明いただきたいんですけど。

○参事（施設整備）【片山敬】 その自治体によって起工時の状況が異なることもまずは考えられます。例えばごみ焼却施設の建屋を利用して設備を導入すると、そういう方法でやられているところもございますので、その辺は追って調査をしたいと思います。調べていきたいと思います。

それから、プラスチック処理施設の能力に対する単価が高いんではないかというご質問だと思うんですけども、やはり瓶・缶と比べますと見かけの比重が相当違いますので、そういう面では重量比でいけば割高になるのかなという感じを持っております。

それから、一番違うと申しますか、私どもは近隣の住民の方と、議員ご承知のとおり、地域連絡協議会という協議会を設けさせてもらっています。それから、広く3市市民に説明会をしております。その中で皆様がご心配なのはVOCであると、揮発性有機化合物に対しての直接的な健康被害が心配であるということがございまして、それに対するスペックを今の技術水準で一番いいものを入れてございますので、そういう面での単価アップもあるとは思います。

以上です。

○9番【内野直樹】 VOCの対策ということでしたけれども、じゃ、先ほど須藤議員が言われていた部分で、八王子市は光触媒を導入されていると言われていますけど、八王子市のVOC対策の性能の部分の費用と、この小村大のVOC対策の費用の比較というのは出せるんでしょうか。

○参事（施設整備）【片山敬】 今、総務課長から申し上げた不燃物処理センターについては、プラスチック資源化センターの実績ではございませんので、状況は違うと思います。単純に比較できるかと申しますと、やはり同じように性能発注ということで発注されていると思いますので、細かい内訳が出ていないと思いますので、単純に経費的な比較はできないと思います。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○9番【内野直樹】 先ほど来から、性能発注方式の話がすごく出ているから、あまり比較ができないだとか言われていますけれども、ただ、その一方で納得できないじゃないかという意見に対しては、見送るべきじゃないかという意見に関しては、この後の処理施設の計画があるから進めていきたいような発言もあるわけなんですけれども、やっぱり住民の理解が進んでいない中でこういう乱暴なやり方というのは、いざ事が起きたときに大変私は危険なんじゃないかなと思っております。同じ八王子市では南大沢でバイオマスの施設、住民の声を無視して建設したものが建設して間もなく異臭騒ぎで、今、運転停止の状況

になっちゃっていて、被害も大分大きくなっていると思います。

そういうことになるかどうかはわかりませんけれども、住民の理解を進めな
いでやるというやり方で事が起きたときというのはほんとうに收拾つかなくな
ると思いますので、慎重な対応をお願いします。

○7番【中野志乃夫】 先ほどちょっと聞き忘れて、すみません。ちょっと1点
だけ。この今、性能発注方式ということなんで、その運営業者もそうなるのか、
ちょっと聞いているとよくわからないんですけども、年間の運営経費という
のはどのぐらいになるんですか。

○参事（施設整備）【片山敬】 年間の運営経費でございますけれども、2月の
定例会では、諸経費を除く運営費として2億から2億4,000万という形で答
弁をさせていただきました。現在、プラントメーカーから既に提案図書を受け
ております。こういった関係で、この段階で精査しますと、今説明の中でもち
よっと申し上げましたけれども、特に容リプラの分別について、高性能の比重
差選別機を用いまして重量物と軽量物に分けてそれぞれ選別をするという方法
をとりましたので、手選別人員の大幅な削減が見込まれまして、諸経費を加え
ましても、運営費は年間2億ほどになるのではないかと見込んでございます。

○5番【尾崎利一】 私は、先ほど来いろいろ伺っていますけども、要するに
住民に、周辺住民だけではなくて、市民にきちんと何がどう変わったのかとい
うことを知らせながら進めなくちゃいけないと思うわけです。私が今、問題に
しているのは、公にされている3市共同資源物処理施設整備実施計画と大きく
異なる発注の仕様書が出されて、それに基づいて入札が行われたという事実に
ついて問題にしているわけです。これを、是非を議会で明らかにしなくちゃい
けないわけですけれども、それに当たって、少なくともこの実施計画の第4章、
全体配置計画の検討、第1節、建築計画、第7節の配置・動線計画はいろいろ
提案によって変わる可能性があると言っているので、これを除くとするとわざ

か3ページとちょっとです。ここに出されている条件とこの仕様書で示された条件が変わっているわけですね。少なくともこの3ページちょっとの実施計画で示されている諸条件とこの仕様、先ほど何か、性能発注方式だからこれから変わることもあり得ると言いましたけど、仕様書は変わってないんです、過去のものですから。この仕様書と変わった点について全て明らかにするというのは最低限の条件じゃないですか、これ、賛否を問うに当たっての。それについては、少なくとも全部明らかにしてもらう必要があると思いますし、それについて伺います。

○参事（施設整備）【片山敬】 実施計画から仕様書への数字が変わっている、内容が変わっているというご指摘ではございますけれども、当初の能力を円滑に処理するための機能としてここにお示ししているものであり、仕様書を変更いたしましても、円滑な処理には支障を来さないという判断のもとに仕様書を作成しております。ですから、数値は変わっておりますけれども、機能自体は変わらないという認識で仕様書を作成しているということはご理解いただきたいと思います。

○5番【尾崎利一】 私は判断を聞いているんじゃないです。どこが変わったのかという事実を聞いているんですから。あなたの判断を聞いているわけじゃないですから。判断はこちらがするんです、議会が。判断するための材料を提供するのが責任じゃないですか。

○事務局長【村上哲弥】 実施計画の中から例えばピットの容量であるとか、変わっているということについては先ほど申し上げましたけれども、性能発注方式で、先ほど比重差選別機で高性能なものを用いれば、ここで作業人員が少なくなるということをご説明いたしました。また、たとえ当初の予算と最初に事業者が見積もりを出した金額が乖離がなかったとしても、メーカーヒアリングの中で、もう少しここは小さくても性能に影響を与えませんよと、そういう

提案があれば、それは見直していくべきものと考えております。ですから、ここに、実施計画の中にいろいろ数字がございますけれども、それにつきましては、その施設の設計・施工実績のあるプラントメーカー数社から聞き取りの中で、我々は適切に判断をしたということでございますので、今の仕様で、この実施計画から仕様が変わったことにつきましては、特に当初から想定されていたことと考えております。

○議長【関田貢】 質疑を終了することに……。

[「議長、おかしいよ。仕様の変わった内容を説明させなきや、ちゃんと」と呼ぶ者あり]

○5番【尾崎利一】 私は、仕様が変わったのが問題か、問題じゃないかとかいうことを聞いているんではなくて、仕様のどこがどう変わったのか、少なくとも、公にされているのはこの実施計画なんです。実施計画で例えば容リプラ貯留ピット1,275立方メートル以上と定められているわけです。

ところが、性能発注方式だ、性能発注方式だと言うけど、何で私が違ひがわかったかというと、資料としていただいた仕様書の中で、1,275じゃなくて、800だったかな、立方メートル以上と書いてあるからですよ。仕様書を変えているんです。だから、どこがどのように変わったのか、これは少なくとも市民に知らされている、議会に知らされている条件と違う条件の仕様書が出されて、それに基づいて入札が行われているわけだから、それについて全部きちんとつまびらかにする責任はあるんじゃないですか。

それについて責任があるかどうかは、またそこで答弁されても困りますから、私はそう考えているので、違っている点について全て明らかにしてくださいと聞いている。そこを答弁していただかなきや、変わっている点を。容リプラ貯留ピット1,275立方メートル以上というのは幾つになっているのか、仕様書では。ペットボトル貯留ピットは600立方メートル以上となっているけど、

仕様書ではどうなっているのか。

[「賛成する人も賛成できないじゃない、その説明がなきや」と呼
ぶ者あり]

○議長【関田貢】 暫時休憩します。

午後3時12分 休憩

午後3時25分 再開

○議長【関田貢】 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

藤野副管理者におかれましては、公務の都合により退席されましたので、ご報告いたします。

答弁をお願いいたします。

○参事（施設整備）【片山敬】 ご指摘の3市共同資源物処理施設実施計画の第4章、全体配置計画の検討の第3節の部分で変更した内容をご説明を申し上げます。まず、アの容リプラ貯留ピットでございますが、1,275から850へ、ペットボトル貯留ピットについては600から400へ、プラットホーム幅については12メートルから、メーカー提案、空欄に。選別保管ヤードは、75平米、3日分から2日分へ、面積は指定してございません。ペットボトルは37平米、3日分以上から2日分へ、面積は、これも指定してございません。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○8番【中間建二】 先ほど聞き漏らしましたけども、先日開かれた連絡協議会の中で、この計量についての議論があったかと思います。連絡協議会の中で大きな住民の意見・要望として、2基の計量機で計量をするということで合意がなされたのではないのかということに対して、組合側は2回計量を考えているというところで、議論が平行線だったかと思います。これは2基計量でなければ、自分は、受け入れはやむを得ないと思っていたけれども、2基計量でなければ反対せざるを得ないというような強硬な意見も最後の段で出ておりまし

たけれども、これは2基計量でできるということでいいのかどうか、この点を
ちょっと確認させていただきたいと思います。

○参事（施設整備）【片山敬】 議員おっしゃるとおり、意見をいただいており
ます。発注仕様書では計量機の台数を明示せず、2回計量が可能なことという
条件をつけまして、プラントメーカーの提案に委ねました。今、お示しした資
料のとおり、仮契約中のプラントメーカーの応札時の基本設計図書、基本設計
図によると1基となってございます。2基設置につきましては、地域住民及び
3市からの要望がありますので、今後、業者側と協議していきたいと考えてご
ざいます。

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【関田貢】 異議なしということで、それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長【関田貢】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

日程第3、議案第1号「(仮称) 3市共同資源物処理施設整備工事請負契約の
締結について」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長【関田貢】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決
定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会1月臨時会を閉会いたし
ます。

午後 3 時 29 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 関田 貢

小平・村山・大和衛生組合議会議員 竹井 ようこ

小平・村山・大和衛生組合議会議員 中間 健二

小平・村山・大和衛生組合議会議員 遠藤 政雄